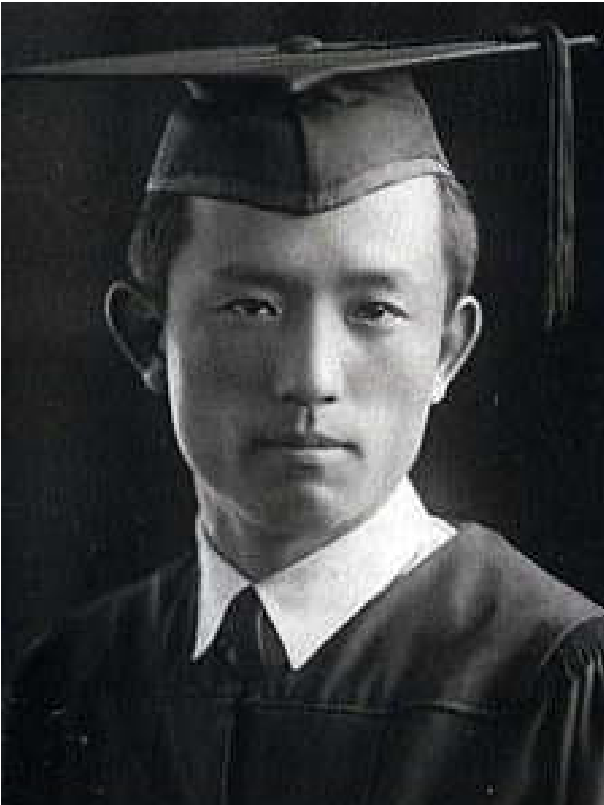


映画上映会

「空と風と星の詩人～尹東柱の生涯～」



『序詩』

いのち尽きる日まで天を仰ぎ
一点の恥じることもなきを、
木の葉をふるわす風にも
わたしは心いためた。
星をうたう心で
すべての死にゆくものを愛おしまねば
そしてわたしに与えられた道を
歩みゆかねば。

今夜も星が風に身をさらす。

(愛沢革訳)

『新しい道』

川を渡って森へ
峠を越えて村に
昨日もゆき 今日もゆく
わたしの道 新しい道
たんぽぽが咲き かささがが翔び
娘が通り 風がそよぎ
わたしの道は つねに新しい道
今日も… 明日も…
川を渡って森へ
峠を越えて村に

(伊吹郷訳)

韓国でもっとも愛される国民的詩人の一人尹東柱^{ユンドンジュ}
(北間島出身1917年12月30日～1945年2月16日)。日本
の植民地支配のもとで、朝鮮語使用禁止、創氏改名、
強制徴用等皇民化政策と圧政が強まる中、いとこの宋夢奎^{ソンモンギユ}とともに、日本の大学をめざす。尹東柱は立教大学から同志社大学へ移り、朝鮮語での詩作を続けるが、治安維持法違反の疑いで逮捕され、祖国が解放される直前、27歳の若さで獄死した。劇中では「新しい道」「星を数える夜」「懺悔録」など尹東柱の人生の節目ごとに書かれた作品が重なり、その意味を浮かび上がらせている。日韓関係が悪化するなか、一人の詩人の生涯を通して、天皇制軍国主義による植民地支配の過酷な実態に真摯に向き合うきっかけにしたい。

2019年11月24日(日)

中央会館ホール

主催：リブ・イン・ピース☆9+25

日本の朝鮮植民地支配の歴史

朝鮮で日本、清との戦争を始める

- 1875年5月 日本、^{カンファクト}江華島事件を起こし、不平等条約＝日朝修好条規を結ばせる（76年2月）。
- 1894年春 朝鮮で甲午（^{カボ トンハク}東学）農民戦争が起こる。
- 1894年7月25日 日清戦争始まる（95年2月まで）。日本軍は農民軍を壊滅させる。
- 1895年4月17日 日本は清と下関条約を締結、^{リヤオトン}遼東半島・^{ホンフー}台湾・澎湖島を日本領に。
- 1895年10月8日 ^{ウルミ}乙未事変、清に代わってロシアに頼ろうとした閔妃（明成皇后）を暗殺。
- 1897年10月12日 ^{ゴジヨン}李氏朝鮮は大韓帝国と名前を変えさせられ、高宗が皇帝となる。

日露戦争から韓国併合、朝鮮総督府による支配

- 1904年2月8日 日露戦争始まる。
- 1904年8月22日 第1次日韓協約、日本人を内政・外交・軍事の顧問に。
- 1905年9月5日 ^{ポーツマス}ポーツマス条約、日露戦争終わる ロシアは日本による韓国の保護国化を承認。
- 1905年11月18日 ^{ウルサ}乙巳条約（第2次日韓協約）、韓国の外交権の一切を奪う。
- 1906年2月1日 韓国統監府設置、初代統監に伊藤博文
- 1907年7月24日 第3次日韓協約、日本は韓国の内政権を得る。韓国軍隊の解散。
- 1909年10月26日 ^{アソシムンゲン}安重根、伊藤博文をハルピン駅で暗殺。
- 1910年8月22日 日本による韓国併合。大韓帝国という国をなくし植民地とする。
- 1911年 朝鮮教育令で教育勅語を適用。「天皇の臣民」になるべく日本語教育を強制。
- 1917年12月 **尹東柱生まれる**

韓国の独立運動の高まり

- 1919年1月21日 ^{トクスグン}高宗、徳寿宮で死去。
- 1919年2月8日 東京の朝鮮人留学生が「独立宣言書」を採択。
- 1919年3月1日 ^{サミル}三・一独立運動、ソウルのタプコル公園から全国へ広がる。日本によって弾圧。
- 1919年9月 上海に亡命政権として大韓民国臨時政府ができる。
- 1923年9月1日 関東大震災。朝鮮人虐殺事件が発生。
- 1929年11月 光州学生運動、朝鮮の全羅南道光州で起った反日学生運動。
- 1931年9月 満州事変

朝鮮人の皇国臣民化政策、強制連行

- 1937年7月 日中全面戦争突入。
- 1937年10月 皇民化教育。（日中戦争全面化により朝鮮の人たちを戦争に協力させるため）
- 1937年 朝鮮半島から、日本軍「慰安婦」＝性奴隷制度への女性動員を本格化。
- 1938年 志願兵という形態で朝鮮青年を徴集。
- 1939年 「募集」による朝鮮人強制連行開始。
- 1940年2月11日 朝鮮総督府によって「創氏改名」。
- 1942年 「^{あつせん}官斡旋」による朝鮮人強制連行開始。
- 1942年4月 **尹東柱日本に渡航、立教大学入学、のち同志社大学に転入。（日本名「平沼東柱」）**
- 1943年7月14日 **尹東柱、宋夢奎とともに治安維持法違反の疑いで逮捕。**
- 1944年9月 「国民徴用令」による朝鮮人強制連行開始。
「女子挺身勤労令」12才～40才未満の女性を強制的に動員。
- 1945年2月16日 **尹東柱福岡刑務所で死亡**
- 1945年8月15日 アジア太平洋戦争で日本敗戦。（8月14日 日本、ポツダム宣言受諾）
- 1945年9月6日 朝鮮は日本の植民地から解放され「朝鮮人民共和国」を宣言。

(2019.11.24)

「朝鮮植民地支配」の歴史に真摯に向き合うために

2018年10月韓国大法院（最高裁）は、戦時中に日本に動員され働かされた元「徴用工」の原告らに対し慰謝料を支払うよう日本の企業に命じる判決を下しました。安倍政権は「1965年の日韓協定で解決済み」「国際法に違反している」と韓国を非難し制裁措置を発動しました。世論調査でも多くの人がこの対応を支持しています。一方韓国政府はこの判決に基づき賠償を要求しています。

この中、今年7月「映像'19」で『ある徴用工の手記より ～日韓の間に何が起きているのか～』という番組が放送されました。この番組は、1990年に日本で出版された鄭忠海チヨンチュンヘさんの『ある朝鮮人徴用工の手記』を元に歴史をたどり、現在日本と韓国に何が起きているかを浮かび上がらせるといったものでした。この番組の紹介を通じて、「朝鮮植民地支配」の歴史に真摯に向き合うために何が必要かを考えます。

1939年以降の植民地朝鮮からの労働力の動員はすべて「強制」

1910年の「韓国併合」は、武力を背景に韓国の主権を剥奪し、植民地支配をするという国際法違反の不法・違法行為であったということです。敗戦までの35年間、朝鮮の人達は朝鮮語使用禁止、創氏改名、公民化教育、戦争への強制動員などの塗炭の苦しみを与えられました。「徴用」もその1つです。

「徴用」とは、国家権力によって国民を強制的に兵役や労働に動員することです。日本は1937年に日中全面戦争に突入し、「国家総動員法」と「国民徴用令」によって朝鮮半島の人達に対しても動員体制をとります。時期によって、「募集」「官斡旋」「徴用」と名前と形式を変えますが、時には暴力や脅迫を伴う、拒否することのできない「強制動員」「徴用」だったのです。

※(1) 民間企業が朝鮮に渡り、実施した「募集」。1939年1月～42年2月。(2) 朝鮮総督府が各市・郡などに動員数を割り当て、行政の責任で民間企業に引き渡した「官斡旋」。1942年1月～44年8月。(3) 日本全土で施行された国民徴用令に基づき発動した「徴用」を朝鮮で実施。1944年9月～45年3月。しかし軍需工場などでは、「軍需会社法」に基づき43年10月から労働者は徴用された身分となった。

強制連行を裏付ける証言、文書

- ・1942年7月。日本人警官2名と役人がやってきて、行きたくないと拒否するとおまえらが行かなければ親兄弟を皆殺しにするぞと、脅しました。
- ・1943年7月。近所の田植えをするために手伝っていた。そこへ日本人の巡查が来た。ついていったら留置場に閉じ込められた。翌日、トラックで全羅南道の麗水港に連れて行かれ船に乗せられ、ようやく手錠を外された。(以上、証言要約)
- ・1944年内務省の囑託職員が朝鮮に出張したときの報告には「如何なる方式によるも出勤は全く拉致同様な状態である。・・・夜襲、誘い出し、そのほか各種の方策を講じて人質的掠奪拉致の事例が多くなる」とある。

韓国最高裁判決は植民地支配を不法と認定し賠償を命令

韓国最高裁判決は、韓国併合を「不法な植民地支配」と認定し、そのもとでの反人道的な強制動員に対する慰謝料請求権を認め、徴用工だった原告とその遺族に1人あたり1億ウォン(約1000万円)を支払うよう命じました。

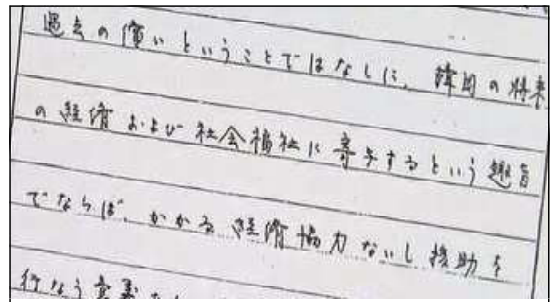
原告や元徴用工の人たちは、働いた給料をもらっていない、強制的に貯金させられたがその貯金を返してもらえなかったなどと証言しています。そして問題になっているのは、このような未払い賃金や貯金だけではなく、不法な植民地支配の下で行われた徴用そのものや、虐待、暴力行為に対する慰謝料です。

韓国併合

韓国皇帝を銃剣で威嚇・脅迫して外交権を剥奪し(1905年乙巳条約)、強制的に皇帝を退位させて司法権・警察権を奪った(1907年第三次日韓協約)上で、韓国の主権を完全に蹂躪したものが韓国併合(1910年)。これは当時の国際法からしても違法。

1965年の「日韓請求権協定」では解決していない

65年の日韓請求権協定にはたしかに「請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」と書かれています。この協定は日韓双方の主張が対立・難航し、交渉は15年にも及びました。対立の焦点は、韓国は日本に対し「植民地支配は不法で無効」と認め賠償することを請求していたのに対して、日本は「植民地支配は合法」と主張し賠償を拒否していたことです。結局「協定」は「植民地支配は不法かどうか」を棚上げして、総額5億ドル（無償援助3億円、有償援助2億円）を、賠償ではなく経済協力として行うことで決着させました。しかもその経済協力は、韓国政府や強制動員の被害者に支給されるのではなく、韓国に進出した日本企業に対して商活動の対価として支払われたのです。



1960年の7月に外務省北東アジア課が作成した文書「わが国にとっては過去の償いということではなしに、・・・経済協力ないし援助を行う意義」と書かれている。

「植民地支配の不法」を棚上げした協定が「植民地支配についての賠償請求権」を解決していないのは明らかです。65年の植民地支配の不法と賠償は未解決の問題として残されました。

※協定で「解決済み」とされた請求権は「国が個人に代わって請求する外交保護権」であり、いかなる国家間の取り決めも個人の請求する権利を奪うことができないというのが国際法の常識となっている。

国民一人ひとりが歴史に真摯に向き合うこと

日本政府の立場は今も「植民地支配は合法であった」というものです。このような理由から、日本政府は植民地支配についてこれまで一度も謝罪していないし一度も賠償金を支払っていません。“強制連行も強制労働も朝鮮名を奪ったことも朝鮮語の使用を禁止したことも、朝鮮は日本だったのだから当たり前”と開き直っているのです。メディアには「いつまで謝らせたら気が済むのか」とか「いくら賠償させたいのか」といった言論があふれていますが、このような論調自体が事実誤認です。安倍政権は「請求権問題は解決済み」と繰り返すことで韓国について「平気で約束を破る非常識な国」「偏狭な国民」のような印象をあたえようとしており、韓国政府や国民、そして被害者を見下し侮辱するものです。

世代別の世論調査では、若い人ほど韓国に対して親近感をもっているという結果があります。韓流ブームやKポップなどで「過去はどうあれ今の友好が大事」との思いが強いのです。私たちは、そこから一步踏み込んで、日本国民の一人ひとりが、過去に行った朝鮮への植民地支配が過ちであったことを素直に認め、心から謝罪と賠償を行うことを真剣に考えることが、1965年に棚上げした歴史問題の解決に導くと考えます。韓国の若者と日本の若者では歴史への知識や考えが大きく違っていると云います。相互理解を一層深めるために、私たちは今一度日本の植民地支配と侵略戦争の歴史を誠実に学び、戦後一貫して日本が植民地支配の不当性を認め賠償してこなかった事実を認識し、加害国家の国民としての誠実な姿勢をとることが必要です。

12月8日（日） ミニカフェ ビデオ上映会
「朝鮮植民地支配」の歴史に真摯に向き合うために
14:00～16:30 タマダビル6階 605号室
大阪市天王寺区生玉前町 3-25

（地下鉄谷町九丁目、近鉄上本町 5番出口南へ徒歩3分）

映像'19 “ある徴用工の手記より”日韓の間に何が起きているのか”

